

病児保育実施施設利用料の無償化について

令和元年10月1日より、幼児教育・保育の無償化が開始されます。両親ともに就労している等の事由により、市から保育の必要性の認定を受けており、かつ以下にあたる方は病児保育利用料も無償化の対象となります。（無償化には上限額があります。）

対象となる方について

あらかじめ保育の必要性の認定を受けたうえで、以下 A または B の場合に限り病児保育利用料が無償化の対象となります。

A 下表の幼稚園に在園し病児保育等を利用する以下の児童

- ① 3 から 5 歳児クラス（小学校就学前）までの児童（上限 11,300 円／月）
- ② 満 3 歳児クラスで、かつ市民税非課税世帯の児童（上限 16,300 円／月）

表 病児保育が無償化の対象となる（預かり保育の実施時間等が少ない）幼稚園

高洲若葉幼稚園、豊岡幼稚園、不動院幼稚園、豊橋若葉幼稚園、富士見幼稚園

B 届出保育施設や病児保育等を利用する以下の児童

- ① 3 から 5 歳児クラス（小学校就学前）までの児童（上限 37,000 円／月）
- ② 0 から 2 歳児クラス（満 3 歳になった年度末までを含む）で、かつ市民税非課税世帯の児童（上限 42,000 円／月）

※認可保育所、認定こども園、幼稚園（表の園を除く）に在園の児童は対象外です

※上限額は、幼稚園の預かり保育や、届出保育施設、一時預かり事業、ファミサポ事業等の全ての利用料の合計に対しての上限です。

※利用料は、後日市からお送りする納付書にて一度お支払いいただき、その後に所定の手続きにて市へ請求していただきます。

※保育の必要性の認定は利用前にされている必要があります。さかのぼって認定することはできませんのでご了承ください。

詳しくは豊橋市役所の保育課（0532-51-2324）までお問い合わせください。